

島根県障がい者就労支援事業所工賃向上支援事業実施要綱

1 目的

障がい者就労支援事業所（以下「事業所」という）が行う工賃向上のための事業に要する経費の一部を補助することにより、事業所の創意ある向上発展を図り、もって事業所を利用する障がい者の工賃水準を向上させることを目的とする。

2 実施主体

就労継続支援B型事業を実施する法人

3 事業内容

新商品開発・販路拡大事業（別記）

4 実施期間

令和6年度事業採択の日から令和7年2月28日までを原則とする。やむを得ない事情がある場合は、令和7年3月31日まで延長することができる。

5 県の補助

県は、本事業に要する経費について、予算の範囲内で補助するものとする。

(別記)

新商品開発・販路拡大事業

1 目的

各事業所が行う新商品開発・販路拡大に要する経費を補助することにより、売上の大幅な増加及び下請からの脱却を図ることを目的とする。

2 事業内容

(1) 実施主体

工賃向上計画を策定している就労継続支援B型事業を実施する法人

(2) 内容

工賃向上計画に基づいて実施する新商品開発・販路拡大に必要と認められる経費（専門家謝金・旅費、原材料費、会議費、資料購入費、消耗品費、印刷製本費、会場借料等）に対し助成を行う。

(3) 補助単価

1事業所あたり 500千円以内（千円未満切り捨てとする）

3 留意事項

(1) 新商品開発については、専門家の委嘱等による商品化のための試作・改良を対象とし、既存商品のデザイン改良等は対象としない。

(2) 販路拡大については、展示会の開催又は見本市への参加、専門家の委嘱等により行う販路開拓に関する調査・指導及び販路開拓のための広報事業を対象とし、イベント・バザー等での販売活動経費、単なる商品チラシの印刷経費やホームページ改修、既存商品の広告等の経費は対象としない。